

第5章 具体計画

本章では、前章で整理した場の配置計画を基に、“みなとまちづくり”を推進するため取り組むべき内容を具体化した計画平面図、行動計画となるロードマップの案を作成するとともに、沼津港周辺との連携のため取り組むべき事項を整理した、「広域連携計画」を示す。

1. 沼津港みなとまちづくり推進計画（平面図・ロードマップ）

「場の配置計画」をより具体化するため、人の流れや場と場の連続性にも留意しつつ、各場で必要な機能や施設、景観等に関する留意事項、既存施設への対応等を整理する。その上で、沼津港の利用や整備の方向性を示した計画平面図および関係者毎の短・中・長期の行動計画となるロードマップにまとめる。

（1）「玄関口」の検討

「玄関口」の場と位置付けた内港北側は、沼津港に訪れる人を心地よく迎え入れ、送り出す“おもてなし”機能の創出が求められる。来訪者動線の主な起点となるため、動線の検討においても重要な箇所である。

（ア）必要な機能・施設

- ・ バス・タクシー乗降場（陸上交通）
- ・ 船舶の券売所・待合所（海上交通）
- ・ 船舶の乗降場
- ・ 総合案内（コンシェルジュ）※沼津港内に限らず、周辺地域の情報を提供
- ・ 街中との連携促進のための駐輪場

（イ）留意すべき点

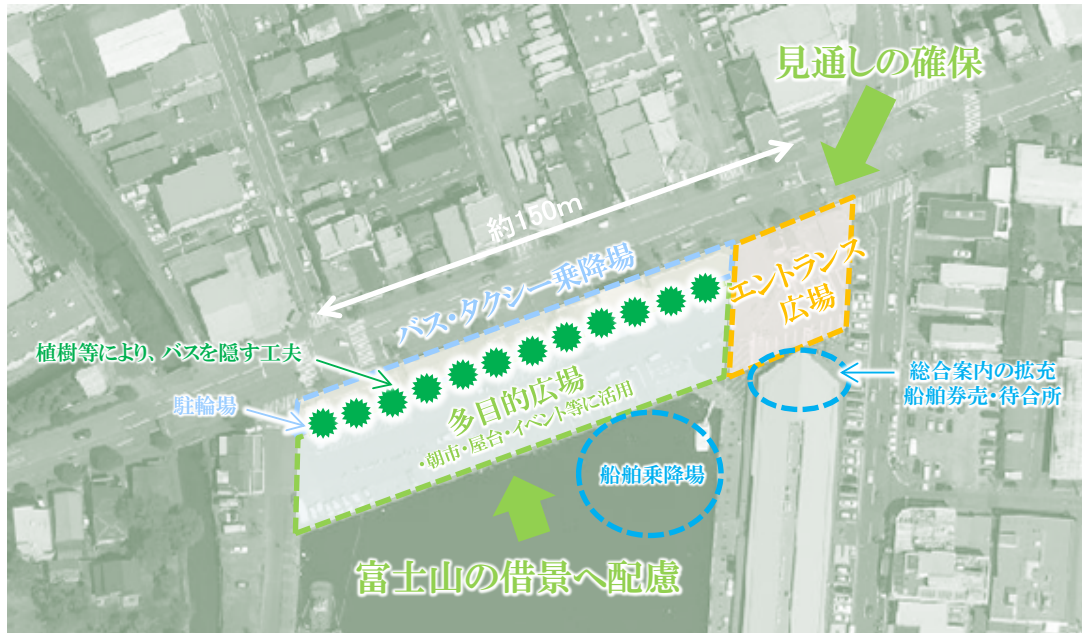
- ・ 駅方面から来た際に、海や船が見える見通しの確保
- ・ 南側から見たときの景観を損ねない施設（富士山の借景）

（ウ）配置・整備の考え方

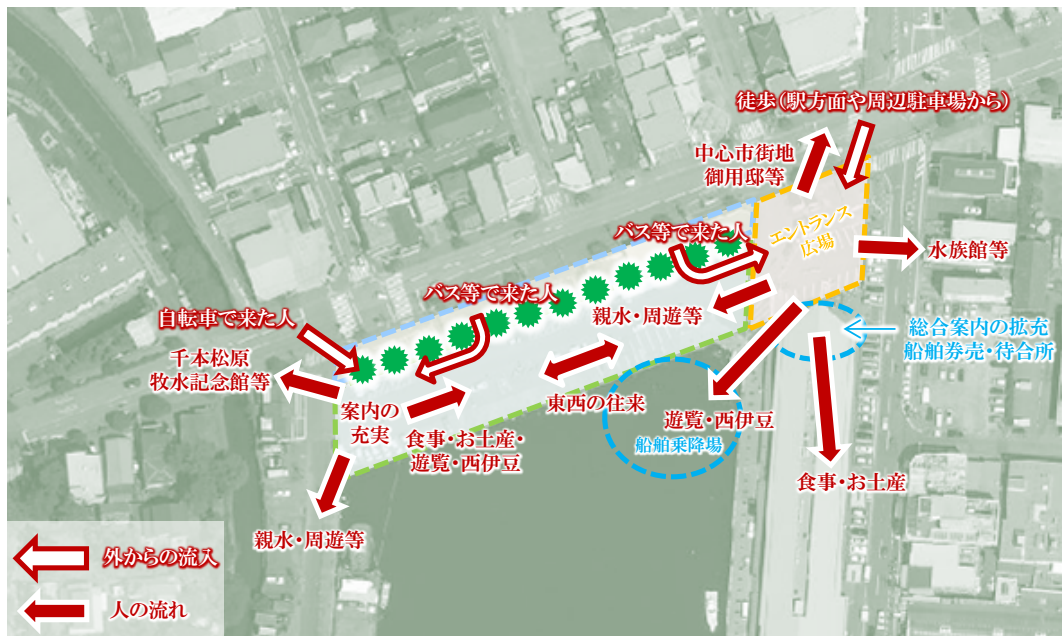
- ・ 道路と港の結節点となる東側は「エントランス広場」を整備する。（見通し確保のため、エントランス広場には建築物は設置しない。）
- ・ 地域の情報を集約し、来訪者を周辺地域へいざなうコンシェルジュ機能の拡充を図る。（新鮮館）
- ・ 陸上交通と海上交通の連絡を円滑にするため、船舶の券売所・待合室を移転、集約する。
- ・ バス・タクシーの乗降場を北側背後道路（県道沼津港線）沿いに整備する。（富士山の借景に配慮し、背後に停車したバスを植樹等により隠す。）
- ・ 物揚場直背後は東西の移動を円滑にするため、通路兼多目的広場とする。
- ・ 多目的広場は、朝市やフリーマーケット、軽トラ市等、地域のイベントに活用できるよう計画する。
- ・ 「玄関口」として一体的に利用できるよう通路、サイン等を配置する。
- ・ 特に西側への人の流れを創出するため、西付近の案内表示を充実させる。
- ・ 自転車利用促進のため、駐輪場をバス・タクシー乗降場付近に配置する。

(エ) 既存施設・占用物件等への対応

- ・ エントランス広場部の看板・占用物件等は、見通し確保のため、撤去する。
- ・ 船舶の券売・待合所や漁協施設は民間施設（新鮮館、第一市場等）に統合する。
- ・ トイレは移転を検討する。
- ・ 大型バス駐車場は、外港へ待機場を設けることで対応する。



「玄関口」 配置イメージ



「玄関口」 人の流れイメージ

(2) 「交流・親水」の検討

「交流・親水」の場と位置付けた西側では、現在の沼津港に足りない魅力を創出するため、新たな機能を導入する。導入する機能の内容や施設の配置計画は以下により定める。

(ア) 必要な機能・施設

- ・ 人々が憩い、交流できる空間（緑地、休憩施設、店舗等）
- ・ 交流拠点としての価値を高める新たな親水機能
- ・ びゅうおや港口公園へ導く遊歩道や散策路
- ・ 管理用道路
- ・ 漁船の休憩係留

(イ) 留意すべき点

<全体>

- ・ 「新たな機能」による魅力は、既存の飲食店街と競合しないよう配慮
- ・ 東側から眺める緑地背後の松林の借景への配慮
- ・ 南側から眺める水面越しの富士山の借景への配慮

<緑地>

- ・ 港口公園との連絡と一体的な利用
- ・ 南北の人の流れを生む通路の確保
- ・ 観音川の活用

<親水機能>

- ・ 「玄関口」の多目的広場や緑地内施設と一体的に利用できるよう配慮
- ・ 景観（高質な水辺空間の保全）、防災（びゅうお閉鎖時の遊水能力）の観点から、埋め立てや閉めきりは不可

(ウ) 配置・整備の考え方

- ・ 緑地は、多目的広場と明確に区分する必要はなく、連続的に利用できるように計画する。（多目的広場も合わせて一体的な空間とする。）
- ・ 観音川の活用も意識した管理用道路、遊歩道、休憩施設等を計画する。
- ・ 管理用道路は車止めで管理し、通常時は遊歩道として開放する。（関係車両以外進入禁止）
- ・ 親水機能や導入施設の詳細は、地域で活躍する若者や民間企業も含めた自由な発想による提案を募る。参考例を、次ページ下段に示す。

(エ) 既存施設・占用物件等への対応

- ・ 既存タンクや倉庫（民間所有）等の物流機能は外港へ移転する。
- ・ 許可漁船以外の放置艇は、民間マリーナ等への移動を促す。



「交流・親水」配置と人の流れイメージ

【参考】【緑地内導入施設の例と親水機能との連携】

内容	具体例	親水機能との連携の例
沼津の食材を使用し、世界の食文化を味わい学ぶことができる	レストラン、フードコート、バー、食の博物館、八百屋(地場産野菜の販売)・・・	生簀(獲った魚をその場で調理)
沼津の漁業・水産業を学び、体験し、楽しむことができる	干物体験施設、料理教室、釣具店、漁具を使ったクラフトショップ、多目的ホール・・・	生簀、釣り施設(釣り教室、釣具レンタル)
沼津や伊豆の自然を体験し、楽しむことができる	アウトドアショップ、ダイビングショップ・・・	カヌー・カヤック体験、ダイビング教室(西伊豆のダイビングスポットへ船で移動)
沼津の歴史や文化に触れ、学び、楽しむことができる	書店併設カフェ、小型の図書館、読書スペース・・・	海上デッキ(ソファやパラソルの設置)
誰もが気軽に憩い、休憩することができる	屋根付き無料スペース(自由使用できるテーブル・椅子の設置)、喫茶店・・・	噴水、子供が遊べる親水デッキ(遊具、魚の餌やり)

単独の施設に限らず、上記のような機能が複合的に同居する長屋風建築物、あるいは、仮設店舗や屋台による店舗群も考えられる。千本松原に溶け込み、港の水面に映え、観音川のせせらぎを感じられる構造とする。外構に“沼津垣”を使用する等、沼津の伝統文化、地域資源を活用し、内装は和洋折衷の“和モダン”を演出する等、幅広い世代に受け入れられる施設とする。

(3) 「食文化と賑わい」の検討

「食文化と賑わい」の場と位置付けた東側は、既に整備がほぼ完了している場所であるため、配置計画が大きく変わることは無いが、第一市場の建替えが必要となっている。そのほか、案内の充実や歩行者の安全対策が必要である。

(ア) 必要な機能・施設

<新鮮館>

- ・ コンシェルジュ機能の拡充

<第一市場>

- ・ 来訪者に漁港を感じさせる「見せる市場」
- ・ 漁⇒水揚げ⇒調理⇒食事の一連の流れを一つの「食文化」として学び体験させる機能

<飲食店街>

- ・ 賑わいの維持
- ・ 店舗の多様化
- ・ 地元客の獲得

<全体>

- ・ サインの充実
- ・ 歩行者の安全対策（歩道、歩行者通行帯、横断歩道等）
- ・ 港内駐車場情報（空車・満車）の提供と周辺駐車場への案内

(イ) 留意すべき点

- ・ 港への眺望や背後と港の連続性の確保に配慮した建築物
- ・ みなとパーキングからの歩行者の動線を意識した案内と安全対策の充実

(ウ) 配置・整備の考え方

- ・ 一番線の歩行者安全対策として、歩行者の通行帯を明確にし、横断歩道を設置する。
- ・ 駐車場付近への総合案内板の設置等、サインの充実を図る。
- ・ 飲食店街は現在の雑多な雰囲気を残しつつ、街並みの景観を改善する。
- ・ 第一市場や新鮮館は、水辺との連続性や港の眺望を十分考慮した建替え計画とする。
- ・ 漁協、市場等、関係者の連携による「食文化」の拠点化を図る。（第一市場建替え後の利用）

(エ) 既存施設・占用物件等への対応

- ・ 第一市場の建替えは、水面の見通しに配慮した構造とする。
- ・ 建築物の改装、改築の際は景観に係る統一ルールに配慮する。
- ・ 設置者毎に異なる案内板・サインの内容やデザインを統合する。

港に入る前の港内駐車場情報提供
と周辺駐車場利用の促進



「食文化と賑わい」施設と人の流れイメージ

(4) 「魚市場の活力」の検討

「魚市場の活力」の場と位置付けた南側も、既に整備がほぼ完了している場所ではあるため、配置計画が大きく変わることは無いが、駐車場利用ルールの明確化や、快適な歩行空間の創出が必要である。

(ア) 必要な機能・施設

<第一市場> ※再掲

- ・ 来訪者に漁港を感じさせる「見せる市場」
- ・ 漁⇒水揚げ⇒調理⇒食事の一連の流れを一つの「食文化」として学び体験させる機能

<INO>

- ・ 水産流通拠点としての活力維持
- ・ せり見学ツアー等、観光利用の更なる促進

<外港漁舎>

- ・ 漁獲量の維持
- ・ 水揚げ風景を見せる工夫（びゅうおから見える）

<その他>

- ・ 狩野川の眺望を活かす工夫
- ・ 狩野川堤防背後の快適な歩行空間

(イ) 留意すべき点

- ・ INO からびゅうおへの歩行者動線の明確化
- ・ 歩行者が狩野川堤防背後部分へ歩きたくなるような工夫

(ウ) 配置・整備の考え方

- ・ 漁協、飲食店街等、関係者の連携による「食文化」の拠点化を図る。（第一市場建替え後の利用）
- ・ びゅうおの展望室を活用し、沼津港や沼津の水産業の紹介を充実させる。
- ・ びゅうお展望室での周辺案内を充実させる。
- ・ 狩野川堤防背後には、歩道を設置し、植樹や緑化を図る。
- ・ 狩野川河口から西伊豆方面を見渡せる展望台の設置を検討する。
- ・ 「我入道の渡し」への案内・サインを充実させる。

(エ) 既存施設・占用物件等への対応

- ・ INO 背後駐車場は、市場稼働時間外については一般車駐車場として利活用する。
- ・ 一般車両の駐車ルールを明確化する。（狩野川堤防背後の駐車禁止の徹底）
- ・ 未利用施設・老朽施設は撤去・移設を検討し、市場機能の強化・効率化を図る。
- ・ 建築物の改装、改築の際は景観に係る統一ルールに配慮する。



「魚市場の活力」施設と人の流れイメージ

(5) 「外港地区」の検討

「外港地区」については、物流機能の集約と防災機能の維持の観点による再編（案）を第4章3（2）で示しているが、景観への配慮等も含めて、ここで改めて整理する。

(ア) 必要な機能・施設

- ・ 砂利、碎石、金属屑、化学薬品等の物流機能
- ・ 内港の物流機能の受入
- ・ 緊急輸送岸壁、緊急物資荷さばき所、緊急輸送路等の防災施設
- ・ 大型観光バスの臨時待機場
- ・ マリーナ（プレジャーボート陸上保管場）
- ・ 遊漁船の暫定係留

(イ) 留意すべき点

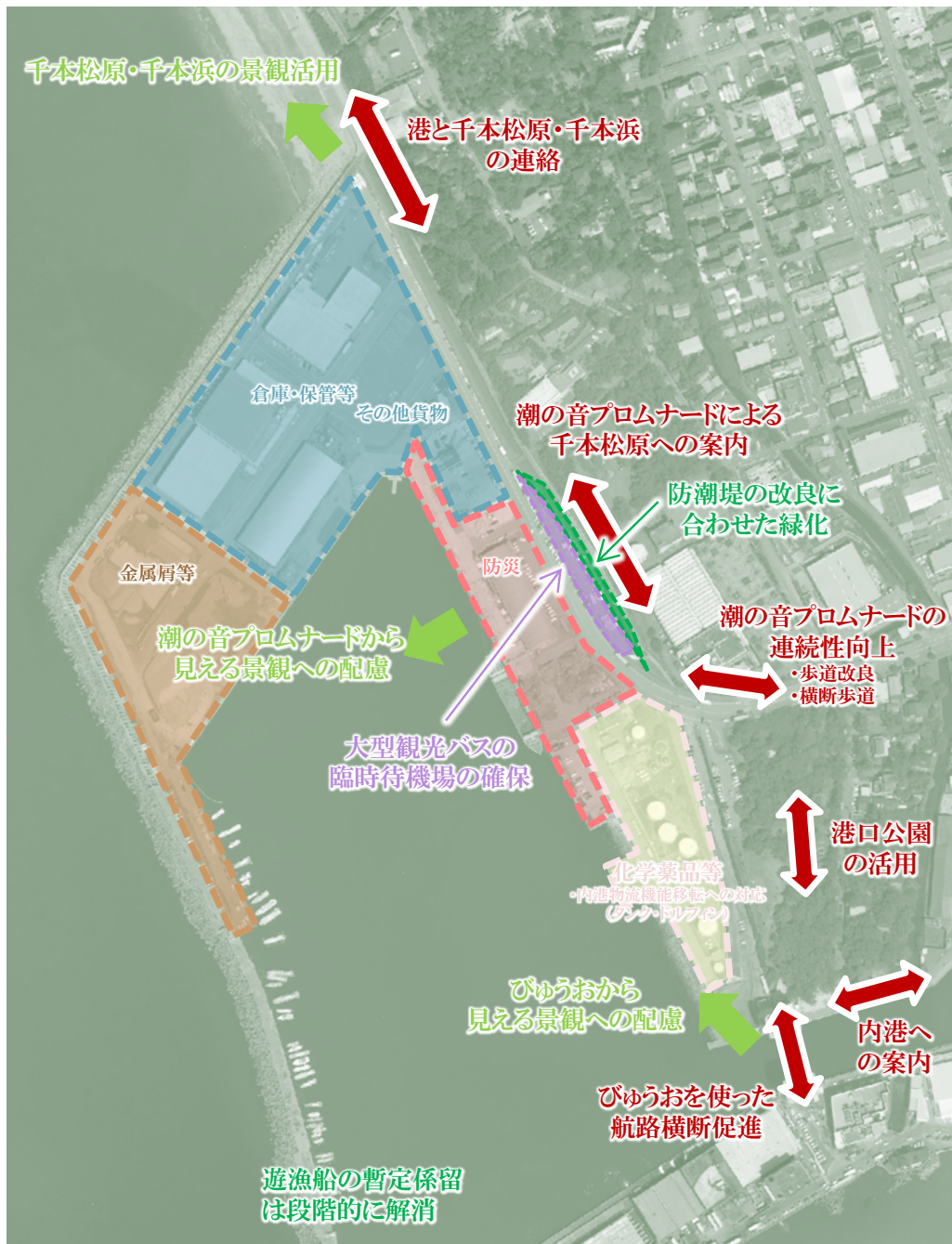
- ・ びゅうおや潮の音プロムナードから見える工業的景観の緩和・改善
- ・ 潮の音プロムナードの連続性の確保

(ウ) 配置・整備の考え方

- ・ 防災機能を考慮した利用再編を図る。
- ・ 内港からの物流機能移転に対応した施設の改良を図る。（タンク、ドルフィン）
- ・ 防潮堤は、改良に合わせて緑化を実施する。
- ・ 潮の音プロムナードを活用した千本松原・千本浜への連絡を強化する。
- ・ 植樹やフェンスにより、野積み場、荷さばき地の金属屑等を隠し、工業的景観を緩和する。
- ・ 大型観光バスの待機場を確保する。（内港地区で運用している大型バス駐車場以上の台数を確保）
- ・ 港口公園と潮の音プロムナードの連続性を向上するため、歩道を改良し、横断歩道を設置する。

(エ) 既存施設・占用物件等への対応

- ・ 建築物の塗り替え、建替えの際には、景観に配慮した配色とする。
- ・ 西岸壁に係留する放置艇は民間マリーナ等への移動を促す。
- ・ 西防波堤の遊漁船の係留は暫定的な措置として認め、段階的に民間マリーナ等への移動を促す。



「外港地区」の利用再編と人の流れイメージ

(6) 内港水域の検討

内港水域については、第4章4で整理したとおり、背後の利用との関連性、これまでの利用、将来的な利用をふまえて、利用船舶の隻数や係留位置を整理する。

(ア) 必要な機能・施設

- ・ 海上交通に対応したバリアフリーの係留施設
- ・ 市場前面での水揚げ
- ・ 交流促進に資する親水機能
- ・ 漁船の休憩係留機能
- ・ 航路・泊地

(イ) 留意すべき点

- ・ 最大船型となる旅客船の船回し円（回頭円）を確保
- ・ 旅客船・遊覧船利用者（主に団体客）の円滑な移動を考慮
- ・ 第一市場前面は、遊漁船の乗降、ビジター利用等も含め、時間軸も考慮した多目的利用を検討

(ウ) 配置・整備の考え方】

<海上交通>

- ・ 過去に定期船、現在はチャーター船として運航する旅客船、沼津港および近隣で運行する遊覧船等を考慮し、全長28.5mの旅客船が回頭・接岸可能なバリアフリー対応の係留施設を整備する。
- ・ みなとオアシスとして、西伊豆等との海上交流の活性を目指し、ビジターバース数隻分を確保する。
- ・ 沼津港で営業する乗合釣り船（遊漁船）が複数存在する実態から、遊漁船の乗降場を確保する。
- ・ 東物揚場（新鮮館前面、第一市場前面）は使用箇所を限定しない多目的使用とし、状況に応じて上記機能を運営できる仕組みを構築する。

<漁船の水揚げ>

- ・ INO 前面は、水揚げ専用とする。

<漁船の休憩係留>

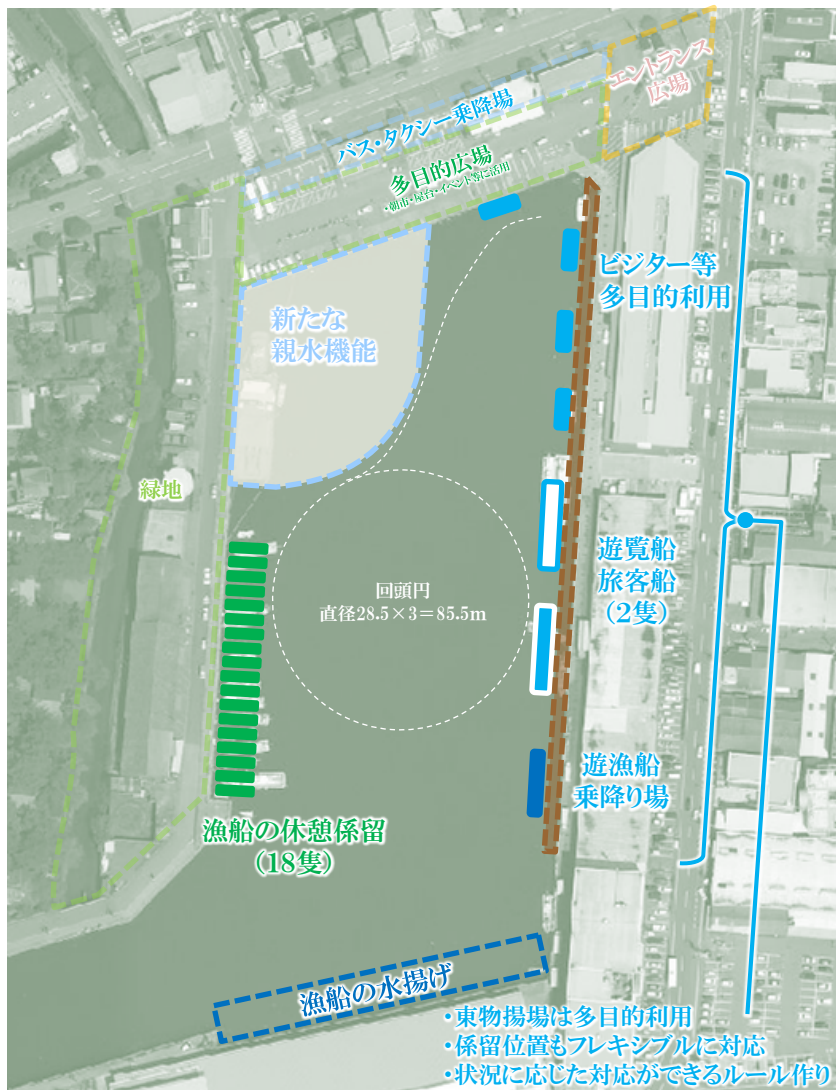
- ・ 現在の内港の係留許可隻数（漁船18隻）を維持する。

<親水機能>

- ・ 陸との一体的な新たな親水機能を検討し、交流拠点としての価値を高める。

(エ) 既存施設・占用物件等への対応

- ・ 放置艇は民間マリーナ等への移動を促す。



内港水域利用イメージ



旅客船・遊覧船利用者の動線の一例

(7) 歩行者動線の検討

効果的な案内看板やサインの設置により、沼津港内だけでなく、周辺施設へも歩行者を誘導する。動線が交わる要所で重点的に取り組むほか、全体を見渡すことのできるびゅうお展望室内での展示等も工夫する。各所での歩行空間の整備にあたっては、スロープの設置、段差の解消等、バリアフリー化を推進する。また、回遊性をより向上させるため、将来計画として内港への可動橋等の設置も考えられる。

市が所有し、市民が借地している港口公園と内港に挟まれた区域については、内港と港口公園を行き来できる遊歩道等として、部分的に解放することを将来的な課題とする。



主な歩行者動線

(8) バス・一般自動車対策の検討

現在の沼津港において最も重要な課題の一つである休日・多客期の渋滞、駐車場不足対策として、以下の方策を実施する。

- ・ 公共交通機関の利用促進
- ・ 沼津駅周辺等の駐車場からのシャトルバスの利用（パーク&ライド）促進
- ・ ウォーキングやサイクリング等、スローな移動促進

(ア) バス

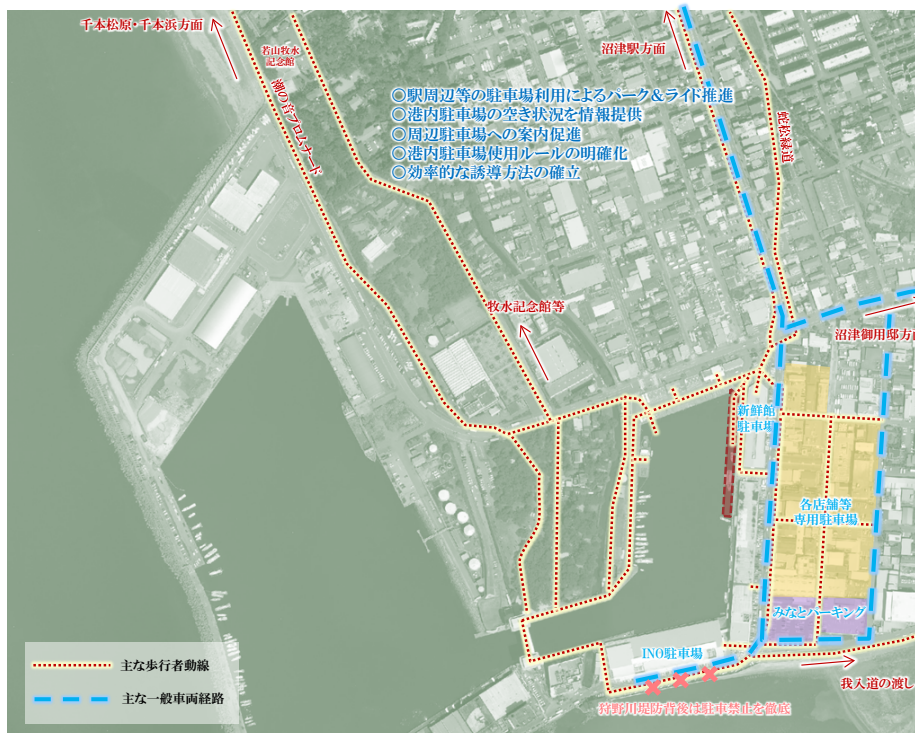
多くのツアー客を運ぶ大型観光バスについては、内港北側に整備するバス乗降場で乗り降りさせ、外港のバス待機場にて待機する。バス乗降場には、タクシー乗降場を併設するほか、路線バスや東京からの直通高速バス等のバス停も設置し、「バスターミナル機能」を充実させる。



バス待機場・バス乗降場を利用したバスの経路

(イ) 一般車両

一般車両については、整備済みの「みなとパーキング」及び各店舗の専用駐車場等を利用するが、連携した案内・誘導により港内の渋滞を緩和する。また、周辺駐車場の利用を促し、港内への流入交通量を低減する。リアルタイムな駐車場情報の提供が必要となる。



一般車両の経路

(9) 景観の検討

沼津港では、富士山、千本松原、狩野川等の自然を借景とした様々な視点場からの優れた景観・風景が形成されているが、活用しきれていない部分も多く、改善すべき点も多い。

沼津港周辺は沼津市の「沼津市景観計画 (H25.12 改訂)」で「景観形成重点地区」に指定されており、計画に定める景観形成方針に基づき、沼津港内での統一的な指針を設け、建築物や構造物の改築、新設の際は、豊富な借景を利用した景観設計を行う。また、できる限り多くの植樹や緑化を検討する。

地域ぐるみで沼津港の景観を守り、創り、育てる協力体制を構築し、その素晴らしさを多くの人に紹介する取り組みを行う。



沼津港内の主な景観・風景への配慮事項

(10) 計画平面図・ロードマップ

(1)～(9)までに検討した各場の施設配置等の考え方をもとに、沼津港の利用や整備の方向性を示した整備利用計画として、「沼津港みなとまちづくり推進計画平面図(案)」を作成した(次頁参照)。平面図の主なコンセプトを以下に示す。

○アクセスの向上(主にまちなか)

“まちなか”との連携を強化することで、沼津港のにぎわいを周辺に波及させる。多様な移動手段の提供は、港内の渋滞を緩和させる効果もあり。まちなかの魅力向上が重要なポイントとなる。

○おもてなし機能の創出(内港北側)

入り口部分を“エントランス広場”と位置付け、新鮮館のコンシェルジュ機能を拡充する。陸上交通と海上交通の結節点ともなる。多目的広場は、地域イベント等に活用し、地域の人が愛着を持って利用し、楽しめる空間とする。

○新たな魅力の創出(内港西側)

現在は魅力に欠ける内港西側を地域の交流拠点とする。親水機能との一体的な利用により、魅力の更なる向上を図る。

○港内交通の円滑化・渋滞の緩和(全体)

大型観光バスの駐車場を外港に設けるほか、駐車ルールの明確化、駐車場情報の提供等の取り組みで、港内の交通の流れを円滑化し、多客時の渋滞を緩和する。

○歩行者の安全対策(一番線を中心に全体)

歩行者と車が混在する危険な状態を解消し、安心して歩行できる空間とする。

○回遊性の創出(内港全体)

内港を歩いて一周できるコンパクトな港の利点を活かす。将来計画として、港湾機能・管理に支障を及ぼさないことを前提として、回遊性をより向上する可動橋等の設置も考えられる。

○歩行動線の改善(全体)

十分な活用が図られていない“潮の音プロムナード”や“我入道の渡し”への案内を充実させるほか、歩道の設置や改良、バリアフリー化、植樹等により、歩行空間のグレードアップを図る。

○景観の改善(全体)

統一的なルールに基づく景観設計を行い、素晴らしい景観を守り、創り、育てる。

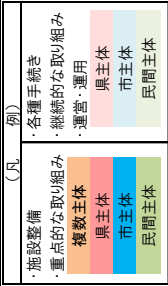
○防災機能の強化(外港)

防災拠点港湾としての機能を十分果たすよう、機能改善を図る。

また、各取り組みの県・市・民間の役割分担を内容別に整理し、短期(5年以内)、中期(5年から10年)、長期(10年以上)での行動目標を示した「沼津港みなとまちづくり推進ロードマップ(案)」を作成した(38頁参照)。今後は、第7章で示す運営体制のもと、本案をブラッシュアップし、沼津港の“みなとまちづくり”を推進していく。

沼津港みよとまちづくり推進ロードマップ(案)

場所	内容	細目	県	市	民間	短期(～5年程度)	中期(5年～10年程度)	長期(10年以上)
まちなか	アクセスの向上	沼津駅前案内サインの充実	◎	◎	◎	案内サインの設置等	継続して取り組む	
		街中や経路の魅力向上	◎	◎	◎	街中の商店街等との連携による魅力向上	継続して取り組む	
		駐車場情報の提供	◎	◎	◎	情報提供の取組(案内看板・SNS等の活用)	継続して取り組む	
		多様な移動方法の提供	◎	◎	◎	サイクルバス、ペロタタン、レンタサイクル等の試行	継続して取り組む	
		駐車ルールの確立	◎	◎	◎	地域の実情に合わせたPDCAサイクルにより、継続して取り組む		
		各駐車場の連携	◎	◎	◎	地域の実情に合わせたPDCAサイクルにより、継続して取り組む		
		駐車場情報提供	◎	◎	◎	運用ルールを定める		
		適切な誘導	◎	◎	◎			
		横断歩道設置	◎	◎	◎	警察協議 設置		
		一番線の歩行者安全対策	◎	◎	◎	路肩の改良等		
内港	北側整備	エントランス広場整備	◎	◎	◎	既存施設改良		
		多目的広場整備	◎	◎	◎	既存施設改良		
		バス・タクシーターミナル整備	◎	◎	◎	段階的整備(施設撤去状況による)		
		駐輪場整備	◎	◎	◎	既存施設改良		
		基礎整備(緑地・通路・遊歩道等)	◎	◎	◎	整備		
		上物整備・運営	※	◎	◎	各種手続き等	運営	
		船着川の環境改善	◎	◎	◎	整備	改修・修景等	水質改善等
		新鮮輸入口機能集約	◎	◎	◎	コンテナエレベーター機能の拡充等		
		第一市場建替え	※	◎	◎	市場建替え	市場建替え・物販等の編入	
		運路縮形改良	◎	◎	◎	既存施設改良	整備	
内港	南側整備	防波堤整備・植栽	◎	◎	◎	既存施設改良	整備	
		展望台整備	◎	◎	◎			
		浮桟橋整備	◎	◎	◎	整備		
		新たな親水機能	※	◎	◎	各種手続き等	整備	運営
		桟橋兼親水施設	※	◎	◎	各種手続き等	整備	運営
		可動橋①整備	※	◎	◎			状況に応じ整備
		可動橋②整備	※	◎	◎			状況に応じ整備
		遊歩道	◎	◎	◎			住民調整を経て整備
		防波堤改良	◎	◎	◎	整備		
		防波堤緑化	◎	◎	◎	整備(改良箇所)	段階的に整備(改良不要箇所)	
外港	施設整備	観光バス待機場整備	◎	◎	◎	整備		
		鉄屑等取扱い箇所の集約	◎	◎	◎	関係者協議調整		
		耐震強化岸壁の整備	◎	◎	◎	整備(既存施設の改良)		
		内港物流機能の移転	◎	◎	◎	施設改良(ドレフィン配管等)		
		タンク上屋等の塗り替え	◎	◎	◎	各施設の塗り替え時等の段階的対応		
		フェンス設置・植樹等	◎	◎	◎	段階的に整備		
		放置艇対策	◎	◎	◎	段階的な解消	継続して管理徹底	
		違法駐車対策	◎	◎	◎	解消	継続して管理徹底	
		乗船設計・コアゾーン	◎	◎	◎	ガイドライン等の策定		
		美化活動	◎	◎	◎	関係者による取り組み		
沼津港全体	管理・運営	沼津港及び周辺地域の振興	◎	◎	◎	エリアマネジメントによる取り組み		
			◎	◎	◎			
			◎	◎	◎			
			◎	◎	◎			
			◎	◎	◎			
			◎	◎	◎			
			◎	◎	◎			
			◎	◎	◎			
			◎	◎	◎			
			◎	◎	◎			



◎: 事業主体として取組を牽引
 ○: 事業主体を補助・協力
 ※: 秩序ある開発への指導・助言

【役割分担の考え方】
 県……県管理施設(埠頭の基礎整備、機能集約、管理の徹底等)
 市……まちなか等臨港地区外に係る方策、地域振興に係る方策等
 民……民間施設の補修・商業利用を伴う新施設整備、一般客駐留場対応等

2. 広域連携計画

沼津港の将来像を実現するためには、沼津港内の取り組みだけでなく、中心市街地、県東部地域、伊豆地域等との連携が必要不可欠である。ここでは、沼津港を取り巻く周辺地域も含めて、関係者が取り組むべき広域連携の在り方として検討した、「広域連携計画」を示す。

これは、沼津港が海の玄関口として、また観光交流拠点として、広域的視点も含め、周辺地域との結びつきを強め、沼津港が県東部・伊豆地域の発展の核となるような具体案を示すものである。

広域連携案の主な視点・コンセプトを以下に示す。

① 沼津駅から港までの街との連携強化

沼津駅、中心市街地の商業施設との連携利用の促進や公共サインの早期充実により、沼津港と周辺エリアの相互の魅力向上と利用促進を図る。

② 狩野川を挟んで沿岸に広がる自然や文化施設との連携強化

千本松原、狩野川、沼津アルプスや御用邸など、沼津港周辺の自然や、文化・歴史施設等との連携を強化し、潮の音プロムナードや我入道の渡しの利用を促進するなど、沼津港の来訪者を周辺施設へいざなう。

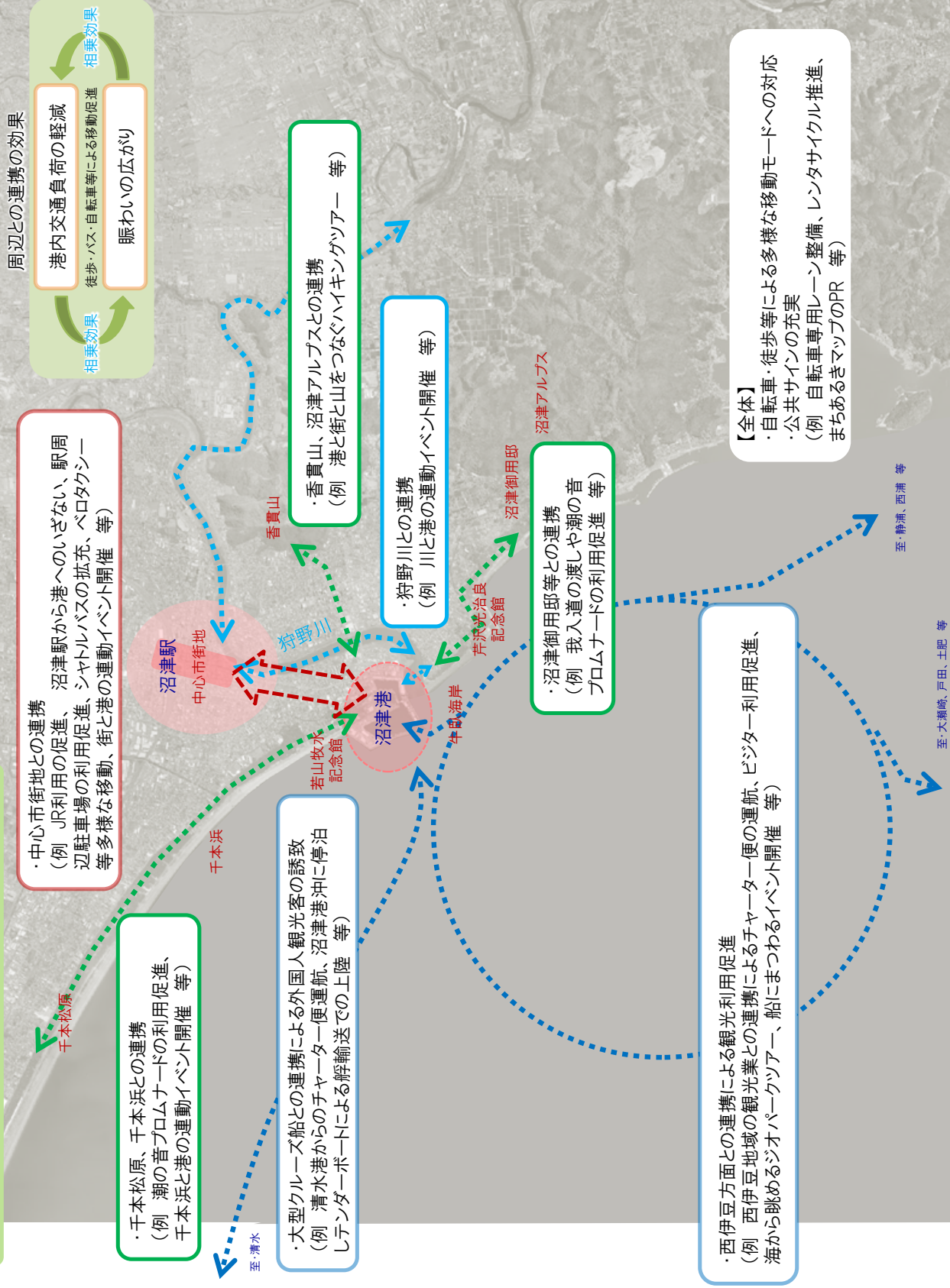
③ 伊豆、さらには世界へとつながる海の連携強化

海上交通拠点としての沼津港の機能拡充を図りつつ、西伊豆方面との広域連携や湾内周遊、ビジターの誘致、イベントの開催など船舶を用いた観光利用促進を図る。また、沼津港沖にクルーズ船を停泊しテンダーボートによる舳輪送で上陸してもらうツアープランの創設や、清水港等に入港した大型クルーズ船から小型旅客船への乗り換え輸送による連携で、外国人も含めたクルーズ観光客を誘致する。

④ 港内の交通負荷低減と周辺への賑わい波及

鉄道利用や自家用車の街中駐車場の利用などによるパークアンドライドや徒歩・自転車利用の推進により、港内への自家用車流入量を抑制し、沼津港周辺のピーク時の交通負荷を軽減する。①②の施策と連動して、乗換や移動をストレスではなく、楽しみに感じさせる工夫を講じる。

沼津港みなとまちづくり 広域連携計画(案)



第6章 リピーター・ファンの獲得

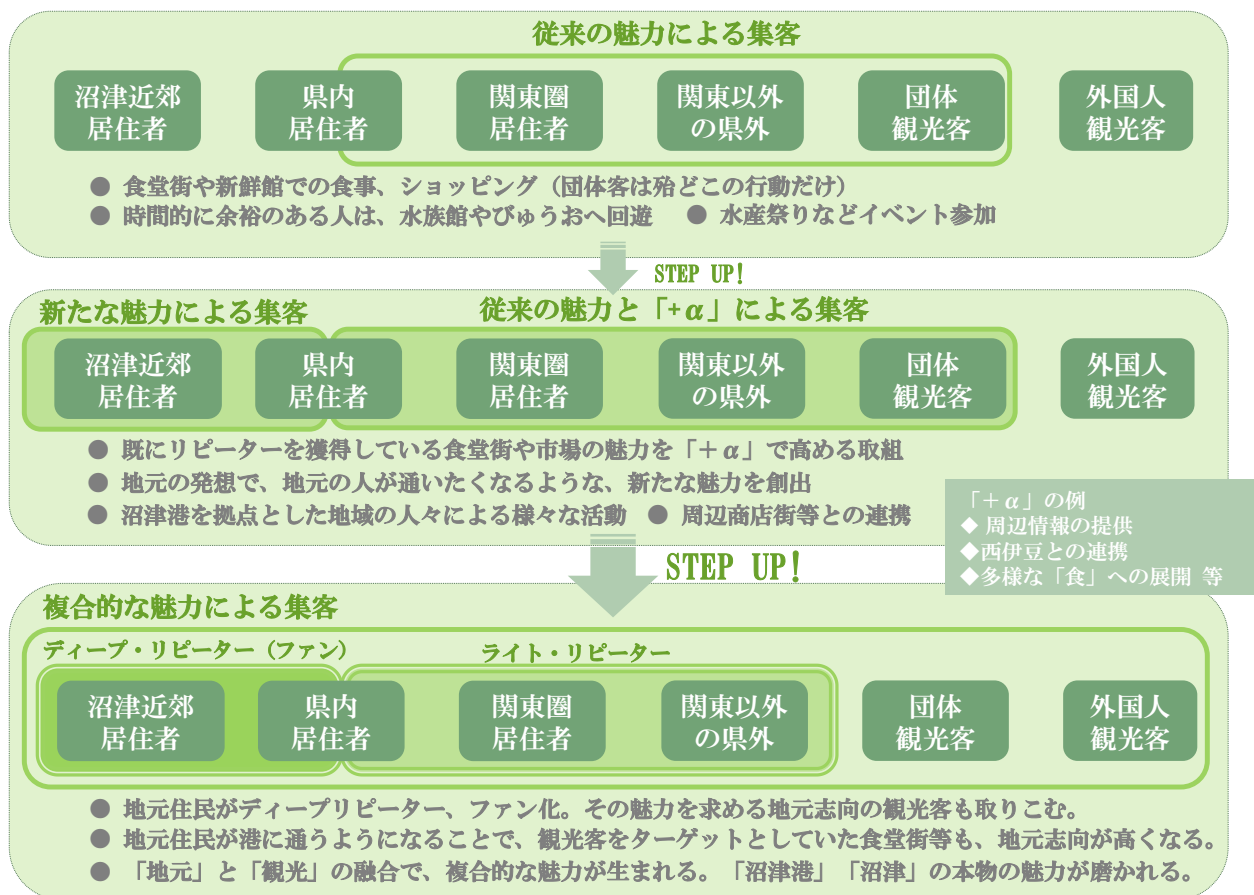
各種アンケート調査結果によれば、沼津港への来訪者は、県外客の利用が約 65%、県内客の利用が約 35%となっている。また県外客の中でも、特に関東圏の東京、神奈川、埼玉県の利用者は県外客の約 70%を占めるとともにリピート率の高い傾向を示している。

県内客の利用は約 35%あるが、その内、富士地域および沼津市に近接する市町は県内客の約 70%を占めるとともにこの地域は、1 回目の訪問より 6 回以上のリピート率が高い地域でもある。

少子高齢化、人口減少が進み、多くの観光地では、来訪者が減少傾向を示している中であって沼津港では来訪者が増加傾向を示しているが、将来にわたって持続的に発展を続けるためには、これらの主要な来訪者のリピート率を高めるとともに、特に沼津港近郊に居住する地域の人々には積極的に沼津港に通う「ディープリピーター」「ファン」にまでなってもらい必要がある。

本計画では、地域の人が日頃から通い、地域の人と観光客がともに楽しむために、関係者が皆で手入れする「地域の庭園」のような空間の創出を目指し、“ガーデンポート”をキーワードとした“みなとまちづくり”を推進することとした。

「庭園」というのは所有者自らが、手入れし、見て安らぎ、遊んで楽しみ、時には客人を招いて、安らぎや楽しみを共有する空間である。つまり、沼津港を地域の人々の「庭園」と捉え、地域による地域のための活動やイベントを展開することで、地域の人々は「ファン」と化して沼津港に通い、客人として迎え入れられた観光客は、地域の人々との楽しみの共有を求め「リピーター」と化すのである。



第7章 運営体制の充実

沼津港の“みなとまちづくり”を確実に推進し、リピーター・ファンを獲得するためには、沼津港を市民や港湾関係者等地域の共有財産と捉えた「エリアマネジメント」が効果的であり、これを運営するには、県・市をはじめ沼津港に関わる民間関係者等からなる運営組織体制の充実が求められる。

1. エリアマネジメントとは

エリアマネジメントとは、一定の広がりを持った特定のエリアを地域の共有財産として捉え、その上で、継続的な視点で開発から地域管理までを一貫して行うことである。

沼津港周辺エリアをマネジメントする組織体制を構築することで、地域や民間の主体性・創意工夫・活力を発揮させ、継続的にエリア全体の魅力を高め、「住んでよし、訪れてよし、働いてよし、商ってよし」の“みなとまちづくり”を推進することを目指す。

そのためには、水産業界関係者、港湾関係者、観光業者、民間事業者、周辺住民等が“エリアマネジメント”の概念を共有し、連携・協調した体制を築いた上で、県や沼津市の協力のもと、主体的に地域を開発・管理・運営することが必要である。

2. 対象エリアの検討（案）

エリアマネジメントの対象は内港と外港、内港と外港に挟まれた港口公園や民地などに加え、一体的な利用が行われている食堂街を含んだ範囲を想定する。（区域設定については、後述するエリアマネジメント組織とも関連することから今後、組織体制の構築とともに詳細な区域確定を行っていく。）



エリアマネジメントの対象範囲（案）

3. 主なマネジメント項目（案）

エリアマネジメントを行う主な項目として、例えば下記のような事項が考えられる。

新たな開発・整備に関する事項

- ・ エリア内で行われる新たな開発や整備に関する調整事項

観光客など来訪者の「おもてなし」に関する事項

- ・ コンシェルジュを行うための様々な地域情報（食や自然、歴史、交通、周辺施設、その時々旬の情報、津波避難ビル情報等）の集約整理
- ・ ポータルサイトの運営を通じたエリア全体の情報提供
- ・ 新たな観光プログラムの開発と運営（見る・学ぶ・味わう、食と健康、ジオパーク、風光明媚な漁村との連携等）
- ・ 沼津港を活用した着地型観光の提案

新たな賑わい創造や地域活性化に関する事項

- ・ 「水産祭り」や「沼津港 BAR」等の既存イベントに加え、新たなイベントの企画運営
- ・ 沼津港の強みである「食」の魅力を高め、沼津港が地域の台所となるような取り組み
- ・ 沼津港独自の食文化を際立たせ、協力して PR する体制づくり
- ・ 中心市街地や狩野川等周辺地域との連携促進
- ・ 新たな力となる若手や、経験豊富な人材を受け入れる体制づくりと支援

景観形成に関する事項

- ・ 富士山や千本松原等を借景とした優れた景観を楽しめる視点場の指定と整備
- ・ 漁港や市場の風景を取り入れた沼津港らしい景観を形成するためのガイドライン作り（沼津市景観計画との連携）
- ・ 指針に基づく施設整備や、事業者への指導

地域の維持管理に関する事項

- ・ エリア内の維持管理や安全対策に関する事項の取り決めや指導
- ・ 案内板などの施設の内容更新、老朽化損傷などへの対応
- ・ 清掃活動等エリアの美化、清潔感維持に関連する活動

組織運営に関する事項、運営資金獲得に関する事項

- ・ エリアマネジメントの目標や手法設定、運営規約などを構成員に周知徹底させる活動
- ・ 運営資金の獲得も視野に入れた、安定したマネジメント体制の確立（中長期）
（会費制、観光プログラムや視察団受け入れ等の独自の事業展開、沼津港グッズの開発販売等）

4. エリアマネジメント組織の検討（案）

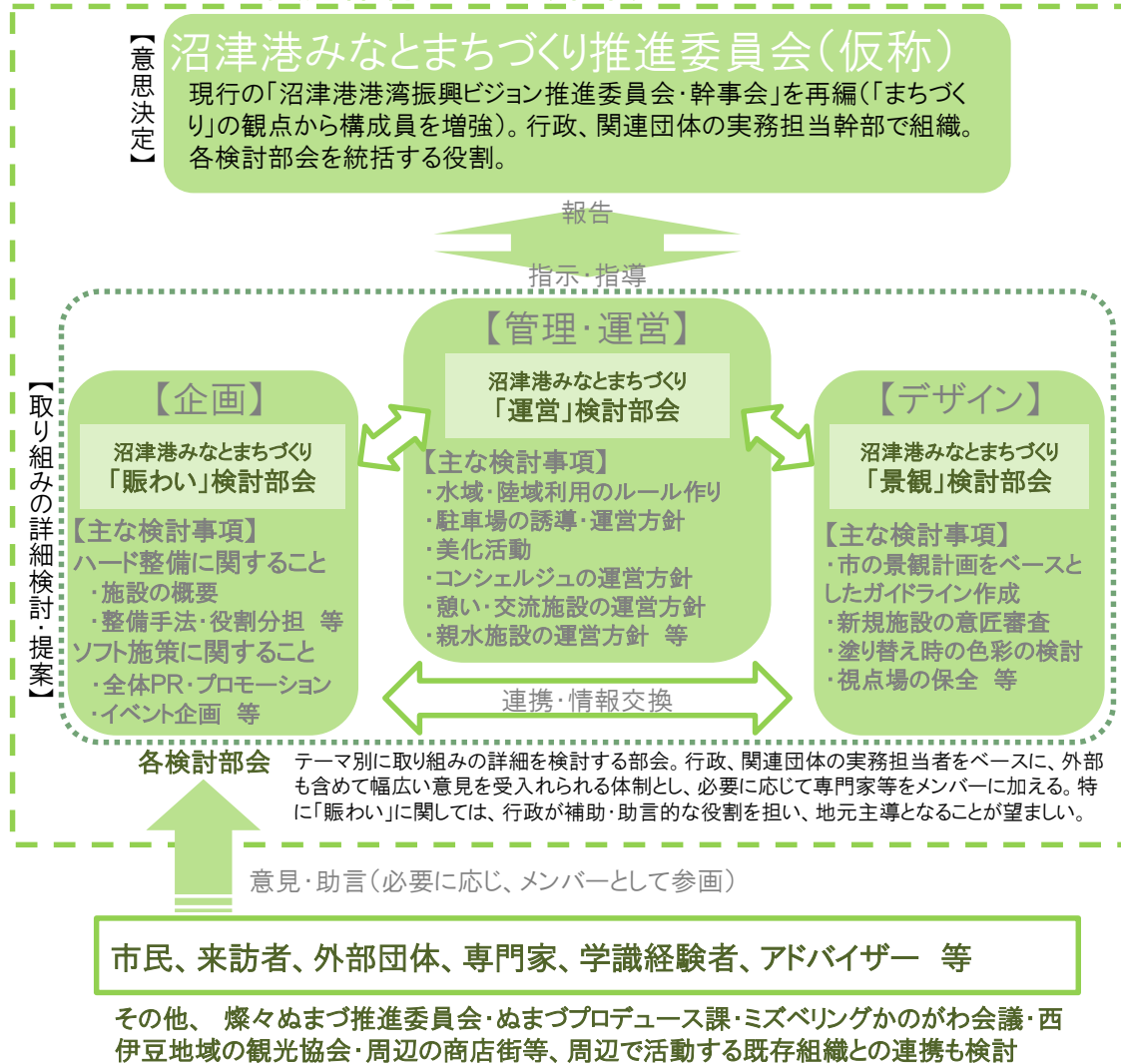
現在、沼津港では平成14年に策定された「沼津港港湾振興ビジョン」を推進するため、沼津市長を委員長とする「沼津港港湾振興ビジョン推進委員会」が組織されている。

今回、新たなビジョンとなる「沼津港みなとまちづくり推進計画」については、この既存組織を「意思決定機関 沼津みなとまちづくり推進委員会（仮称）」として発展的に見直すとともに、「作業機関」として目的や施策に応じた各部会を設置し、地域の才能ある人材をワーキングスタッフとして活用しつつ、一般市民や来訪者の有益な意見やアドバイザー等の指導を受けながら、エリアマネジメントを推進していく。以下はエリアマネジメントの実施体制の素案である。

【目的】

- 個々の取り組みが、中長期的にも地域全体にとって貢献するものであること。
- 地域全体の取り組みが、個々にとっても好意的若しくは許容可能なものであること。
- これらの取り組みの重要性を皆で共有し、地域全体の価値を維持・向上させるため、地域ぐるみの仕組みを作り、運営していくこと。

エリアマネジメント実施体制イメージ(素案)



エリアマネジメント組織体制の概要（素案）

第8章 将来像の実現に向けて

本計画で定めた将来像を実現するため、今後は、以下の点に留意し取り組んでいく。

【組織体制の早期確立】

本計画を推進する実施主体は、地元関係者を中心とした新たな組織「沼津港みなとまちづくり推進委員会（仮称）」（以下、検討組織）である。検討組織は、沼津港に関わり、沼津港を大切に思うあらゆる業種や立場の関係者が参画することが必要となる。また、客観的な立場で意見を述べ、判断することができる外部委員の存在も重要である。

様々な課題を皆で議論し、皆で解決する体制を早期に立ち上げることとし、具体的な事項を詳細に検討することになる部会では、将来を担う若手を積極的に登用する等、新しい発想も大切にし、皆が「働きがいのある港」を目指す。

【組織体制の成熟】

検討組織の立ち上げ初期段階においては、行政による先導が必要不可欠である。特に、地域の振興に関わる地元沼津市が担う役割は大きい。基盤整備を行う県は、国の支援も視野に事業推進のための財源確保に努めるとともに、港湾管理者として秩序ある開発や適正な利用を指導・助言する。また、県・市が協力して美しい風景の創造・保全に努める。

基盤整備が進み、各施設を運営していく段階では、地域関係者が主体となって沼津港全体のマネジメントの方針を決定し、行政はそれを支援していく。地域の結束を高めるため、部会等での活動を通じて地域を牽引するリーダーを育てる必要がある。

【計画の深化と情勢の変化に対応した柔軟な見直し】

本計画では開発や利活用の方針を示しているが、今後実施していく詳細な設計や、具体的な利活用については、検討組織で議論し決定していくこととなる。

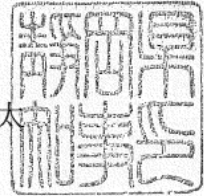
検討組織で優先的に取り組むべき方策を定めながら事業を進め、事業の進捗状況や情勢の変化によっては、その時点における短期的な視点、長期的な視点の両面から柔軟に方針転換を図っていく。

卷末資料

港 企 第 138 号
平成 26 年 11 月 26 日

沼津港の将来を考える
有識者会議会長 様

静岡県知事 川勝 平太



沼津港の将来像について（諮問）

港湾管理者である静岡県は、沼津市及び市民・民間事業者などの多様な方々と連携・協力して、沼津港の“ここにしかない”魅力を高め、「住んでよし、訪れてよし」のみなとまちづくりを推進するため、『沼津港の将来像』を検討することとしました。

つきましては、この『沼津港の将来像』について、皆様方の御意見を伺いたく諮問いたします。

沼津港の将来を考える有識者会議

分野	氏名	役職
港湾	○大村 哲夫	静岡県地方港湾審議会委員長 (一般財団法人みなと総合研究財団顧問)
文化	林 茂樹	元静岡県教育委員会委員長 沼津牧水会理事長
景観	斎藤 潮	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
観光	竹内 健蔵	東京女子大学現代教養学部国際社会学科教授

○:会長

沼津港振興基本計画策定委員会

分野	氏名	役職
学識経験者	学び交流 ○木苗 直秀	前静岡県立大学学長 静岡県教育長
	都市計画	高見沢 実 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授 中心市街地再生懇話会座長
	景観 港湾	東 恵子 東海大学海洋学部教授
	賑わい 観光	大久保 あかね 常葉大学富士キャンパス経営学部教授
行政	難波 喬司	静岡県副知事
	井原 三千雄	沼津市副市長

○:委員長

第2回沼津港振興基本計画策定委員会・意見発表者

氏名	金子 綾さん
所属	(有)ブレインチャイルド
氏名	小松 浩二さん
所属	REFS代表
氏名	小森 裕之さん
所属	沼津グランドホテル専務取締役
氏名	佐藤 慎一郎さん
所属	佐政水産株式会社専務取締役

計画策定の経緯

- 平成 26 年 11 月 26 日 第 1 回 沼津港の将来を考える有識者会議

- 平成 26 年 12 月 1 日 第 1 回 沼津港振興基本計画策定委員会

- 平成 27 年 1 月 14 日 第 2 回 沼津港振興基本計画策定委員会

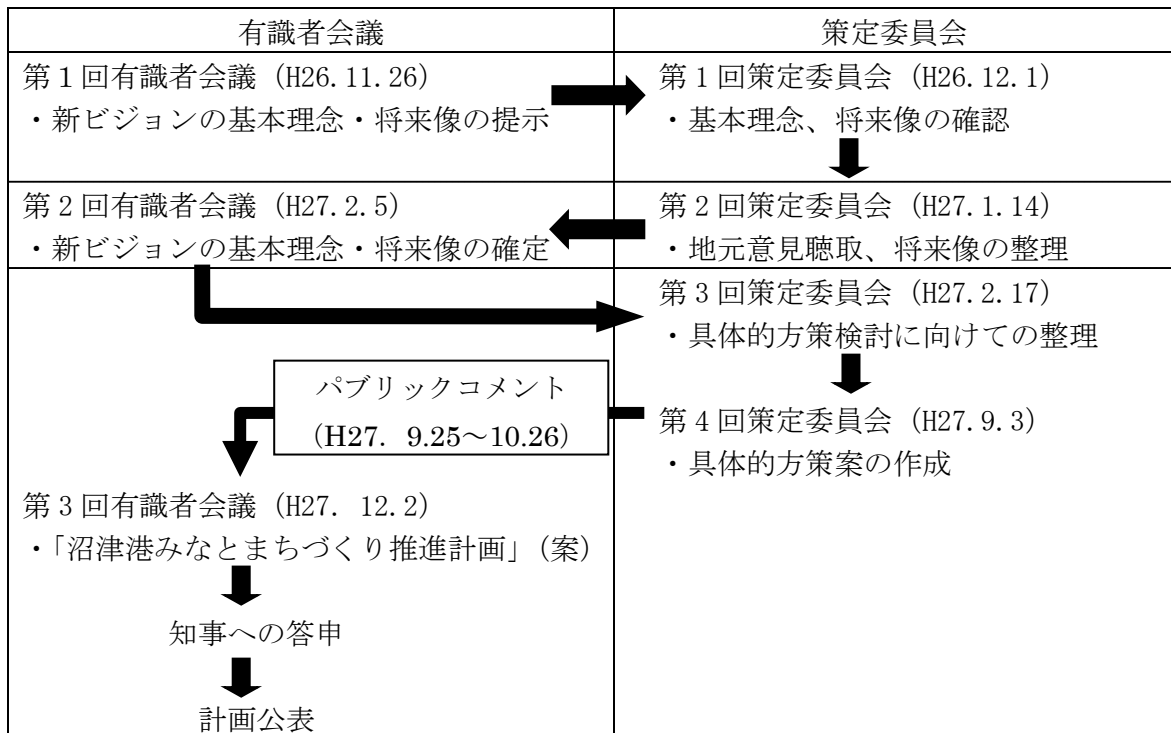
- 平成 27 年 2 月 5 日 第 2 回 沼津港の将来を考える有識者会議

- 平成 27 年 2 月 17 日 第 3 回 沼津港振興基本計画策定委員会

- 平成 27 年 9 月 3 日 第 4 回 沼津港振興基本計画策定委員会

- 平成 27 年 9 月 25 日～10 月 26 日 パブリックコメント

- 平成 27 年 12 月 2 日 第 3 回 沼津港の将来を考える有識者会議



富国有徳の理想郷—しずおか



Shizuoka Prefecture

沼津港みなとまちづくり推進計画
～みんなで創り、みんなが集う「ガーデンポート」～

担当：静岡県交通基盤部港湾局港湾企画課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

Tel 054-221-2614 Fax 054-221-2389

E-mail: kouwan_kikaku@pref.shizuoka.lg.jp